

原告Aの主張	証拠	被告学園の主張(下線は、被告代理人による。以下同じ。) 第1 内外研究員に関する規程等違反について (懲戒規程5条1号、3号、4号該当事由)	証拠
<p>1 客観的合理的理由がないこと</p> <p>①ハワイ大学での研究活動は「研究計画に著しい変更」を加えるものではないから、原告の行為は内外研究員に関する規程等違反には該当しない。</p> <p>(1) 原告の研究課題は「日韓における市民社会の現状と課題の比較」であり、研究課題を達成するためにはハワイ大学での研究が必要であることを延世大学とハワイ大学から認められ、双方からの推薦または招待の下で行われた一連の研究活動である(断状23~24頁、原告A準備書面(2)3頁)。</p> <p>(2) 在外研究における「研究機関名」というのは、受入先という程度の意味であり、研究室が提供されるわけではなく、常にその場所、機関内でだけ研究することを意味しない。内外研究員規程には特定の研究機関・場所で研究に専従する義務を定めた規程はない(原告A準備書面(2)3~4頁)。</p> <p>(3) 乙 大学内外研究員規程施行規則(乙6の1))には、研究期間前に帰学したときの内外研究費の一部返還規程しかなく、同規則が定める書式(乙6の2~6)にも「研究計画に著しい変更を加えようとするとき」にかかる様式はない(原告A準備書面(5)5~6頁)。</p> <p>②ハワイに滞在していた間は「欠勤」ではない。</p> <p>(1) 在外研究における「研究機関名」というのは、受入先という程度の意味であり、研究室が提供されるわけではなく(乙9の1、②)、常にその場所、機関内でだけ研究することを意味しない。内外研究員規程には特定の研究機関・場所で研究に専従する義務を定めた規程はない(原告A準備書面(2)3~4頁)。</p> <p>(2) そもそも出勤簿のようなものはない。</p> <p>(3) 原告Aは、ハワイ大学に滞在中、在外研究のテーマであった「日韓における市民社会の現状と課題の比較」の研究を行っていた。ハワイ大学において研究した成果を『乙 大学総合政策研究叢書第8号』(法律文化社、2015年)に活かしている(原告A準備書面(4))。</p>	<p>甲41の1、2</p> <p>甲42の1、2</p> <p>甲51</p>	<p>1 客観的合理的理由があること</p> <p>① 原告Aは、研究に専従する内外研究員制度に基づき、下記の本件研究計画書及び研究機関の受入許可証である本件招聘状を提出し、内外研究員(国外で学術研究又は調査に従事する長期の在外研究員、以下「在外研究員」という。)に決定された(内外研究員規程1条、2条、4条2号① 乙8の2、9の2、71の1、2)。</p> <p>「研究課題 日韓における市民社会の現状と課題の比較」</p> <p>「研究を希望する理由 新しい公共と関連する政策の先進国である韓国で研究を行うことで、日韓における市民社会の比較研究を行いたい。」</p> <p>「研究機関名 Yonsei University, Korea」</p> <p>「研究期間 出発予定日2013年8月31日 帰着予定日2014年9月1日 滞在日数366日間」</p> <p>本件研究計画書には、研究課題を日韓における市民社会の現状等の比較とし、研究を希望する理由を先進国である韓国で研究を行うとしている。ハワイで行うとは一切記載していない。ハワイに渡航して「日韓における市民社会」の比較研究を行う必要があるとの記載もない。366日間韓国に滞在するというものである。研究機関を韓国・延世大学とし、同大学での研究期間を平成25年9月1日から翌年8月31日までとすることは本件招聘状にも記載されている(乙9の1、2)。したがって、原告Aは、平成24年6月27日の国際交流委員会で審議され、在外研究員に決定されたのは、上記内容に基づいてであり、それ以外ではない。そのため、原告Aは、韓国・延世大学において前記期間中、同制度に照らして研究に専従することが義務付けられる(乙71の1、2)。研究機関であると特定した延世大学で研究に専従する義務があることは、内外研究員規程において、「研究機関を特定しないで研究に専従する場合」の例として、「その他の研究員」を規定していること(内外研究員規程4条3号)との比較において、原告Aの場合は、「その他の研究員」ではなく、「在外研究員」だからである。</p> <p>被告学園は、研究機関先を変えてよいという決定はしていない。</p> <p>② 原告Aは、本件研究計画書に記載の研究内容に違反し、被告学園に無断で勝手に、韓国を離れ、ハワイに渡航した上、ハワイ大学に約6か月間も滞在することは、滞在国及び研究機関並びに研究機関での研究期間を大きく変更するものであるから、「研究計画に著しい変更を加えようとするとき」に当たる(内外研究員規程5条1項)。ところが、原告Aは、出発予定日の5か月以上も前の平成25年3月18日頃には、その変更を企画していたにもかかわらず、その旨を教授会の議を経ることなく、また、その許可も受けずに渡航したから、この規定を無視したものである(内外研究員規程5条1項違反)。</p> <p>③ 原告Aは、在外研究員として帰国後2か月以内に提出すべき研究経過報告書を学長(国際センター)に提出しなかった(内外研究員規程10条1項、同施行細則5条(2)違反)。</p> <p>④ 内外研究員制度は、研究に専従することを目的とする(内外研究員規程1条)ことから、在外研究員は、その研究期間中、授業を免除され、役職の委嘱が解かれ(内外研究員規程6条)、他の職務に従事してはならないとされる(内外研究員規程9条)。しかし、原告Aは、約6か月間、延世大学と特定された研究機関で研究に専従しなかった上、研究期間中の平成26年3月9日から6月8日まで、延世大学において、正課授業で28回の授業を担当し(乙18の1、2)、研究に専従する、という義務に反した。</p> <p>⑤ 原告Aは、平成25年9月5日から翌年2月28日までの約6か月間、被告学園の許可なく、ハワイに滞在したことにより、韓国に滞在して延世大学で研究に専従する義務があることに反した上、引き続き2週間以上欠勤し(懲戒規程5条3号)、職務に関する諸手続を怠ったことにより内外研究員制度の業務に著しく支障が生じた(懲戒規程5条4号)。なお、原告Aは内外研究員規程違反を認めている(甲45)。</p> <p>以上の原告Aの行為は、懲戒規程5条1号、3号、4号に該当する。</p>	<p>乙31、乙32</p> <p>乙2</p> <p>乙5</p> <p>乙6の1</p> <p>乙6の3</p> <p>乙6の7</p> <p>乙8の2</p> <p>乙9の1、2</p> <p>乙18の1、2</p> <p>乙71の1、2</p> <p>乙83</p> <p>甲42の1、2</p> <p>甲43の1、2</p> <p>甲45</p>

		<p>【原告Aの主張に対する反論】</p> <p>① 原告Aが上記研究課題を達成するために、ハワイ大学での研究が必要であったことは否認する。そのような説明もないし、本件研究計画書に記載もない。そもそも、上記「研究課題を達成するためにはハワイ大学での研究が必要であることを延世大学とハワイ大学から認められた」というが、どの研究部分において、どのような理由により、ハワイでの研究が必要なのか、いつの時点でそのような必要性が認められたのかなどについて、全く明らかになっておらず、単なる言い逃れにすぎない。これを裏付けるように、原告A主張の「誓書」(甲51)には、ハワイでの研究の必要性、その内容、成果等について触れた箇所は全くない。</p> <p>② 原告Aは、延世大学とハワイ大学からその必要が認められた旨主張するが、被告学園は、ハワイ大学からの招聘状を呈示されたことはない上、その必要性の判断は、そもそも内外研究員制度を設けている被告学園の専権事項である(内外研究員規程2条、5条1項)。したがって、延世大学やハワイ大学からその必要性を認められたとの主張はそれ自体失当である。</p> <p>③ 書式例がないという手続き上の形式的な理由だけで、実体的な内容を意味する「著しい変更」に当たらないとはいえない。原告A指摘の書式は、研究機関先に滞在中に「病気、その他やむを得ない事由」に当たる事象が生じた場合を特に想定したものである。これまでの具体的な事例としては、出産のために、1か月間、研究終了時期を早めたものがある。原告Aの場合のように、渡航する前に既に研究国以外の国に滞在するような場合は、この書式の想定するところではない。</p> <p>④ 欠勤については、前提として、出勤すべき義務があれば足りる。原告Aは延世大学に出勤義務があることは明らかである。原告Aのための出勤簿が備え付けられていないからといって、出勤義務がなくなるものではない。</p> <p>⑤ 研究機関として特定されたのは、単に「受入先という意味」に留まらず、現実にもその国に滞在し、研究機関として特定された当該大学において現実に研究に専従するということである。単なる「受入先」であるから、どこに行っても自由であるとか、研究に専従しなくともよいということはない。このように受け止めていた原告Aの内外研究員制度に対する背信性は著しく大きい。</p> <p>⑥ 在外研究員が研究に専従する旨定めた規程はないと主張するが、内外研究員制度自体が研究に専従することを目的としている(同規程1条)。したがって、その旨の規程は存在する。なお、被告学園は、平成27年4月1日、同規程を改定し、同制度の趣旨目的を受けて内外研究員についての定義規定を設けた(乙83)。</p>	
<p>原告Aの主張</p>	<p>証拠</p>	<p>第2 本法人の金品を詐取したとき及び刑法に触れる行為をし、その犯罪事実が明らかなきに当たることについて (懲戒規程5条5号、17号該当事由)</p>	<p>証拠 乙31、乙32</p>
<p>1. 客観的合理的理由がないこと</p> <p>原告Aは、「日韓における市民社会の現状と課題の比較」を研究課題として(乙8の2)、延世大学に赴き、内外研究員として研究活動を行い、その研究課題を達成するためにはハワイ大学での研究が必要であるため、ハワイ大学で研究に従事したものである。研究課題を達成するためにはハワイ大学での研究が必要であることを、延世大学とハワイ大学から認められ、双方からの推薦または招待の下で行われた一連の研究活動である(原告A準備書面(2)5~6頁)。</p> <p>被告学園は、「長期の在外研究員は、承認を得た当該研究機関において研究に専従することとされて」いるとするが、乙 大学内外研究員規程(甲27)にはそのような規定はない。</p> <p>原告Aは延世大学、ハワイ大学においてそれぞれ在外研究を全うしており、研究成果に活かされている(原告A準備書面(4)、同準備書面(7))。</p> <p>被告学園はメールの一部のみを抜粋して、「韓国で在外研究を行っている」と虚偽事実を記載している(乙10の1)」と主張するが、メールの冒頭の挨拶であり、原告Aは、現在「韓国」に居て「在外研究を行っている」とは記載していない(準備書面(5)16頁)。</p>	<p>甲41の1、2 甲42の1、2 甲51 甲99</p>	<p>1 客観的合理的理由があること</p> <p>① 原告Aは、被告学園の内外研究員制度に基づき学長により在外研究員に決定されると、研究期間中、授業を免除され、役職にある者は委嘱を解かれ、研究以外の他の職務に従事してはならず、研究に専従することが義務付けられること、その期間中の給与は本俸・扶養手当・住宅手当及び賞与の合計額が支給される上、内外研究費として300万円を限度に主たる滞在先までの往復普通航空運賃と所定の滞在費がそれぞれ支給されることを知悉していた。</p> <p>② 原告Aは、在外研究員に決定されるために本件研究計画書及び本件招聘状を提出した。この招聘状にも、2013年9月1日から2014年8月31日までの期間、韓国・延世大学が、原告Aを交換教員として招聘することとしたとの記載があるから、被告学園は、本件研究計画書に記載の研究課題及び本件招聘状に基づき、原告Aが韓国に渡航して滞在中、研究機関として特定された延世大学において、前記期間、研究に専従するものとして在外研究員に決定し、所定の滞在費及び交通費並びに給与等を支給することとした。</p> <p>ところが、原告Aは、遅くとも平成25年3月頃には、ハワイに渡航し、ハワイに滞在する意思を確定させていたにもかかわらず、このことを被告学園に一切明らかにせず、被告学園(学長)に対し、本件研究計画書に記載のとおり韓国・延世大学において研究する旨を装い、平成25年8月23日、2013年度の在外研究員として出発する旨の出発届を提出した上、同月31日、韓国に渡航し、同年9月5日には、被告学園に無断で勝手に、韓国を離れ、ハワイに渡航した。</p>	<p>乙5 乙6の1 乙6の7 乙8の2 乙9の1、2 乙10の1、2 乙11 乙15から乙17 甲42の1、2 甲43の1、2 乙7.2</p>

	<p>③ 原告Aは、9月5日からハワイに滞在していたにもかかわらず、これを秘し、同月13日、被告学園に対し韓国に到着後1週間以内に提出すべき緊急連絡表を提出せず、約2週間を経過した同日になって、緊急連絡表をメール添付で送信してきたものであり、その際、同メールには「今年8月31日から、韓国で在外研究を行っている総合政策学部のAです。」と記述し、併せて、海外での住所及び研究先大学名及び住所等として、韓国の住所と韓国・延世大学名を記載した緊急連絡表を被告国際センター宛に提出した。既にハワイに滞在していたのであり、また、ハワイにおいて研究する必要があるのであれば、堂々とその旨を記載すればよいのであって、あたかも韓国に滞在し、延世大学にて研究を行っているかのように虚偽の記載をしたものである。極めて悪質性が高いといわざるを得ない。</p> <p>④ その上で、原告Aは、被告学園に対し、韓国・延世大学で研究することを前提として在外研究費振込依頼書の提出をすることによって、被告学園を韓国・延世大学で所定期間、研究に専従する旨及びそのための滞在費及び交通費並びに給与等の支給である旨欺罔し、被告学園がこれらを真実と信じていることに乗じて滞在費及び交通費(合計金243万3720円)を同月5日に、並びに研究期間中の全期間にわたる給与等(合計金1014万5178円)を所定期日にそれぞれ振り込み送金させ、もって、被告学園の金品(合計金1257万8898円)を詐取した。</p> <p>以上の原告Aの行為は、刑法246条1項の詐欺行為に当たり、その犯罪事実が明らかなきに当たる。</p> <p>なお、「犯罪事実が明らかなきに当たる」とは、被告学園が事実関係と証拠により、金品詐取に当たると認めることができ、かつ、これが詐欺罪に当たるものと解する相当な根拠があれば足り、逮捕、勾留、起訴、有罪判決が確定することなどが要件とされているものではない。</p> <p>【原告Aの主張に対する反論】</p> <p>① 原告Aは、延世大学に赴き、在外研究員として研究活動をし、その研究課題を達成するためにはハワイ大学での研究が必要となったかのように主張するが、否認する。前記のとおり、本件研究計画書や報告書には、その必要性については何ら触れられていない。韓国に渡航後、土日を除けば僅か3日間であり、その間、いかなる研究活動をしたのかを明らかにする証拠はなく、韓国に渡航してから、ハワイに渡航する必要性が生じたことは否認する。</p> <p>② ハワイ大学においても在外研究を全うし、研究成果に生かされていると主張するが、否認する。前記のとおり、このことを裏付ける証拠は全くない。</p>
<p>原告Aの主張</p>	<p>証拠 第3 学生の個人情報が入ったパソコン(以下「PC」という。)の紛失により学生にかかる個人情報を紛失したことについて (懲戒規程5条1号該当事由)</p>
<p>1 客観的合理的理由が認められないこと</p> <p>・私物のPCを紛失したこと自体をとがめる規程はなく、原告Aは私物であるノートパソコンを乙大学センタービル前(大学敷地内)に置いたところ、同パソコンを紛失したものであり、これは「規則又は規程を無視」するものではないし、「上司の指示に違反して本法人の秩序を乱す」ものではない。(訴状、26頁)</p> <p>・「システム手帳の紛失」という事実は、懲戒解雇事由とはされていなかったのであり、本訴訟になって当該事実を根拠に懲戒解雇事由の有効性を主張することは認められない。(準備書面5、7頁)</p> <p>・手帳に記載されていた被告学園のシステム及びメールに入るためのID及びパスワード、ヤフーメールのID及びパスワードは「個人情報」(乙大学個人情報保護に関する規程第3条1項)には該当しない(準備書面2、8頁)。</p> <p>・「総合政策学部個人情報取扱マニュアル」(甲24)では履修者名簿は「個人情報」の対象とされておらず、したがって、規程、内規の「個人情報」の対象ともされていない。(訴状、26頁)</p> <p>・仮に履修者名簿が「個人情報」に当たるとしたとしても、原告のパソコンにはパスワードが掛けてあり、「盗難等を想定して、アカウント管理やファイルアクセス制限又は暗号化等の対策を講じ」てあるし(甲22第10条第5号)、原告は、すぐに個人情報保護委員長宛に、履修者名簿に関するデータを紛失した顛末を報告しているから(甲19)、「個人情報保護委員会に報告」する義務は尽くした(同第8号、甲19)。(訴状、26-27頁)</p> <p>・本件は、原告Aが総合政策学部に個人情報管理者を置かなかったことを懲戒事由とするものではないから乙大学</p>	<p>1 客観的合理的理由があること</p> <p>① 学生(卒業生を含む。)の氏名及び学籍番号は、個人情報である(乙大学個人情報保護に関する規程2条1号、2号、3条1号)。原告Aは、学外で行うゼミ合宿(10月24日から26日まで)で使用する要もないのに、キャリアバックに学生の氏名、学籍番号を打ち込んでいるPCとシステム手帳を入れてを同合宿のために持ち出したところ、キャリアバックごと紛失ものであるから、学外への持ち出し禁止規定に反している(同内規11条)。</p> <p>原告Aが紛失したPCの中には「Aプロジェクト研究」の履修者名簿1期生から10期生まで121名分の氏名、学籍番号、及び2015年度春学期「C」の履修者名簿の氏名、学籍番号という個人情報が入っていた。</p> <p>原告Aが紛失したシステム手帳には、被告学園のシステム・メールにアクセスするためのID、パスワード及びヤフーのID、パスワード並びにゼミ1期生から全員の氏名と学籍番号という個人情報が入っていた。</p> <p>原告Aは、被告学園との業務上のやりとりにおいて、ヤフーメールを利用していた(乙10の1)。したがって、原告AがヤフーメールのID、パスワードを紛失したことによって、学生にかかる個人情報や被告学園と原告Aとの業務上のやりとりなどの機密情報が漏えいするおそれが生じた。</p> <p>② 原告Aに対し、乙大学個人情報保護に関する規程17条や乙大学学部個人情報保護運用内規10条が適用されるのは、拡大解釈又は類推解釈ではなく、当然解釈というべきものである。すなわち、所属長たる学部長</p>

個人情報保護に関する規程第16条を適用する前提を欠く(準備書面2, 9頁)。

・原告は「個人情報管理者」ではないから、「個人情報管理者」を名宛人とする同規程17条、乙 大学学部個人情報保護運用内規10条を拡大若しくは類推解釈することは許されない(準備書面2, 9頁, 10頁)。

また、個人情報管理者の指導事項としても、「アカウント管理」「ファイルアクセス制限」「暗号化」で例示されているいずれかの対策がなされるよう指導されているにすぎない(準備書面5, 9頁)。

・本件は、原告Aが個人情報の適正な管理のための必要な教育等を実施しなかったことを懲戒事由とするものではないから、乙 大学学部個人情報保護運用内規9条を適用する前提を欠く(準備書面2, 9-10頁)。

・原告Aは私物であるノートパソコンを大学敷地内であるセンタービル前に置いたところ、同パソコンを紛失したものであり、同パソコンが学外へ持ち出されたか否か明らかでない以上、同運用内規11条違反を断定できない(準備書面2, 10-11頁)。

・原告Aにおけるパソコン紛失行為は、乙 大学個人情報保護に関する規程及び乙 大学学部個人情報保護運用内規に違反するものではないから、「規則又は規定を無視し」た、「上司の指示に違反し」たとはいえないし、大学敷地内でパソコンを紛失した行為は、「本法人の秩序を乱し」ていない(準備書面2, 11-12頁)。

・パソコンを紛失したことが判明した直後である、平成27年10月24日のうちに、ヤフーメールのパスワード変更を行い、また、ヤフーの使用履歴を辿り、原告以外の者からログインがなされた形跡がないことを確認した。(準備書面2, 19頁)

・原告Aは、学部長が、個人情報管理について具体的にどのように指導すべきであるのかについては認識していなかった(乙21)。相手方が「学部長なのに」と責めてきたことへの応答として「学部長として」という言葉を用いた。

は、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報管理者を置く義務を負うところ、所属長が当該義務を懈怠して個人情報管理者を置いていない場合に、それ故に誰も責任を負わないというのは不合理であるから、このような場合は、個人情報管理者を設置する義務を懈怠した所属長たる学部長が責任主体になるのは事理の当然である(準備書面5)とするのが、被告学園の主張であり、個人情報管理者を置かなかったこと自体を懲戒事由とするものではないことは明らかである。学部長たる原告Aは、個人情報管理者としての個人情報の適正な管理及び安全保護を図る責任がある。

③ 被告学園は、システム手帳に記載されていたIDやパスワード自体を「個人情報」と主張しているのではない。それによってアクセスできる情報(学生の氏名・学籍番号といった個人情報や被告学園と原告Aとの業務上のやり取り等)において「個人情報」に該当する部分があると主張しているものである。

④ 原告Aは、個人情報保護運用内規9条(所属長の教育義務)に反している。

⑤ 被告学園は、教務委員会や教授会において、個人情報保護に関する説明を実施し、周知徹底していたから、原告Aは個人情報保護に係る規則等を当然知悉していた。それにもかかわらず、規程や内規に違反する行為をしたのであるから、「規則又は規定を無視し」たことに当たる。

⑥ 原告Aは、PC紛失について自発的に報告せず、紛失経緯にも不明確な点がある上、紛失した個人情報は軽視できないものであったから、「本法人の秩序を乱し」たに当たる。

⑦ さらに、原告Aは、所属長たる学部長として、個人情報の適正な管理及び安全保護のため、個人情報管理者を置かなければならず、個人情報管理者として、記録文書の安全保護及び正確性のため、紛失等の事故の防止、漏えい等の防止、不要となった個人情報の速やかな廃棄等について適正な装置を講じなければならない義務を負っていた(同規程16条、17条、同内規9条、10条)が、その自覚がなく(乙21)、原告Aの属する学部内でこのような個人情報保護規程違反行為があったことにより、今後、教授会において、どのように報告し、学部としてどのように対処していくべきか、また、対象となる学生に対しても、どのように報告し、あるいは謝罪したりするのかなどにつき、事後対応を全く行っていない(準備書面2, 同5)。

以上の原告Aの行為は、懲戒規程5条1号に該当する。

【原告Aの主張に対する反論】

① 被告学園は、原告Aが私物のPCを紛失したことを問題にしているのではなく、当該PCに入っていた学生に係る個人情報を紛失したことを問題にしている。

② 被告学園が懲戒処分当時認識していた非違行為で、懲戒解雇の際に告知されなかった事実の追加主張は、告知された非違行為と実質的に同一性を有し、あるいは、同種若しくは同種に属すると認められるもの、又は密接な関連性を有するものである場合に、認められると解される(東京高判平成13年9月12日労判816号11頁参照)。

原告Aによるシステム手帳の紛失は、PC紛失と同時に同じ場所で発生したもので、かつ、いずれも学生の個人情報流失という同種の非違行為であるから、本件のシステム手帳の紛失とPCの紛失は、非違行為として実質的に同一性を有するといえる。

③ 原告Aは、学外で行うゼミ合宿に当該PCを持ち出したにもかかわらず、その途中で紛失したが故に運用内規11条に違反していないと主張するが、詭弁というべきである。原告Aも自認するように、学内を捜したが発見できなかったというのであるから、学外に持ち出されたというほかはない。

④ 甲19は、被告学園に提出されていないから、これをもって報告義務を尽くしたとはいえない。

⑤ 原告Aは、調査チームの聴き取りの際に、「学外に持ち出すときは暗号化が必要という認識がなかった。反省している。」と述べている以上、被告学園としては、原告Aは暗号化していなかったといわざるを得ない。

また、仮に、PCにはパスワードをかけたのだとしても、ファイルにもパスワードをかける必要があるのである。同内規10条5号違反であるから、原告Aの主張は失当である。

⑥ PCを紛失したことが判明した直後である平成27年10月24日のうちに、ヤフーメールのパスワードの変更を行い、また、ヤフーの使用履歴を辿り、原告以外の者からログインがなされた形跡がないことを確認したと主張するが、原告A自身が作成した「履修者名簿に関するデータ紛失のご報告」(乙20)には、平成27年1

	<p>0月24日のうちに、Yahooメールのパスワード変更を行った旨の記載はないから否認する。また、調査チームの調査においては、このような弁解もしていなかった(乙21)。原告Aは、合宿から戻ってから、パスワードを変更するために、被告学園に情報センターに相談にきている(乙21)。重要なことはPCのパスワードであり、その変更申し入れをしたのは、紛失に気づいた直後などではなく、合宿から戻ってからである。</p> <p>⑦ 学部長である原告Aが、個人情報管理について具体的にどのように指導すべきであるのかについては認識していなかったこと自体あるいはそのように弁解すること自体から、規程を遵守する意識に欠けていることを示している。</p>
<p>原告Aの主張</p>	<p>証拠</p> <p>第4 学部長として入試日に無断欠勤し、待機義務に違反したことについて (懲戒規程5条1号、4号該当事由)</p> <p>証拠 乙31、乙32</p>
<p>1 客観的合理的理由が認められないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年(2016年)2月1日(月)の入学試験日の午前11時頃、入試センター職員から原告Aの自宅に電話があり、当日は入試日と出勤日だと連絡があり、大きな問題が起きなかったし、時間が過ぎているので、本日は出勤しなくてもよいとし、明日出勤して学長に謝罪して欲しいとのことであった。(訴状、27-28頁) 原告は遅刻ながらも直ちに出勤することが可能だったが、職員の言に従い同日は出勤しないこととした。また、ここでいう「出勤」とは、自分の研究室等にいればよいとされるものである。(訴状、28頁) 原告Aが出勤しなかったことにより、「法人の秩序を乱し」たり(懲戒規程第5条第1号)、「業務に著しく支障が生じた」ものではない(同第4号)。(訴状、27-28頁)。仮に、業務に著しい支障が生じるのであれば、午前11時になってから連絡が入ることはあり得ず、原告は遅刻ながらも直ちに出勤することが可能であったのであるから、出勤するよう要請がなされるはずである(訴状、28頁)。 契約事項証明請求書に対して株式会社NTTドコモが証明しているとおり、原告Aの「携帯電話契約において(原告Aは)2014年9月4日の契約から2017年3月1日まで留守番電話サービスについて未契約であった」(甲97)。被告学園は、被告学園の広報部入試センター課長による架電時間が「頃」という程度の簡略な記録(乙24)をもって「被告の担当職員は、間違いなく、伝言を残している」、「被告が主張した『留守電』は、そのような留守番電話サービス契約に基づく留守電に限定していない」と述べるに過ぎない。(準備書面5)、14頁) 「入試の実施に関して疑義が生じた場合」直ちに統一の方針を確定し、速やかに実施関連部署に伝達するのは学長の義務である(乙22の2第6条第4項)。 被告学園は「待機場所である名古屋学舎523教室に他の学部長10名とともに、原告Aも学部長として出席し待機することが義務付けられている」と主張するが、豊田キャンパスに研究室のある学部長等を除き、多くの学部長は待機場所近くにある自身の研究室で待機をしているのが実際の姿である。 	<p>1 客観的合理的理由があること</p> <p>① 原告Aは、平成28年2月1日、被告学園で実施された入試に学部長として出席し待機すべき義務があったが、無断で欠勤し、待機しなかった。</p> <p>② 学部長の集合時間は、午前9時45分であった(乙23)が、原告Aは、午前9時45分になっても集合場所に現れなかった。午前9時45分頃、入試センター課長Oが、原告Aの研究室に電話したが、不在であった。午前10時30分頃、同課長が、原告Aの研究室に電話したが、不在であった。午前11時30分頃、同課長は、学事課副参事Zから、原告Aの携帯電話番号を聞き、同番号に電話したが繋がらなかったため、留守電に折り返しの連絡を要請するメッセージを残した。午後1時頃、同課長は、原告Aの携帯電話に電話したが繋がらず、留守電に折り返しの連絡を要請するメッセージを残した。午後2時30分頃、同課長が、原告Aの携帯電話に電話したところ、ようやく繋がった。同課長が、原告Aに対し、出勤日であることを伝えたところ、原告Aは、外出中であるため、午後3時まで大学に行くことはできない旨返答した(乙24)。</p> <p>③ 原告Aが出席し待機すべきだった総合政策学部の入試は、午前10時に開始し、午後2時40分に終了するものであった。</p> <p>④ 原告Aの弁明は、「おそらく午前11時ころ同課長が『もう、ほぼ終わっていますので、今日は欠勤してもよろしいです。ただ、学長に明日、大学に来たとき、謝った方がいいと思います。』という風に言われた」というものである(乙62の1の3頁)。試験が開始されたばかりの午前11時ころにおいて、「もう、ほぼ終わっていますので、」などと言えるはずもなく発言していないし、また、「今日は欠勤してもよろしいです。」などということは、同課長には入試日における学部長出勤を免除する権限が与えられていないため、このような発言をすることはない。</p> <p>⑤ 入試日における学部長出勤の目的は、「入試の実施に関して疑義が生じた場合」、学長等と協力して「直ちに統一の方針を確定し、速やかに実施関連部署に伝達」する点にある(乙22の2の第6条)。研究室に出ればよいというものでもない。待機場所である名古屋キャンパス523教室に他の学部長10名とともに、原告Aも学部長として出席し待機することが義務付けられている(乙23)。11名で構成される学部長のひとりが欠けることとなって入試本部としての構成を欠くこととなったのである。また、入試センターとしては、トラブルが発生したときに備えて学部長不在の場合の具体的な対応策を講じることをやむなくされた。これらにより被告学園の総合政策学部の学生選抜という入試業務に支障が生じたことは明らかである。</p> <p>⑥ 入試日の出勤手当として学部長には、3万円が支給されることとなっているのであり、それだけ重要な職務であることを裏付けている。</p> <p>⑦ 被告学園において、欠勤するときは予めその理由を連絡することとなっているが、原告Aから予めの連絡はされていない。</p> <p>以上の原告Aの行為は、懲戒規程5条1号、4号に当たる。</p> <p>【原告Aの主張に対する反論】</p> <p>① 原告Aの主張のうち、被告学園の主張に反する部分はすべて否認する。原告Aは、遅刻ながらも直ちに出勤することが可能だったが、職員の言に従い同日は出勤しないこととしたと主張するが、事実を反し否認する。課長</p> <p>乙23 乙24 乙25 乙22 乙62の1、2</p>

		<p>① は時間が過ぎているので、本日は、出勤しなくともよいなどという話をするわけがない。午前11時頃は、入試が開始されたばかりだからである。</p> <p>② 被告学園は、原告Aの自宅に電話をしたことはない。なぜなら、原告Aは、懲戒委員会での弁明において、「A先生、今どちらですか」との電話があったと述べているからである(乙62の1の3頁)。また、原告Aは、住所届の「固定電話のない方は携帯電話番号を記入してください」との記載がある電話番号記入欄に、日中の連絡先として、携帯電話番号(●●●-●●●●-●●●●)のみを書き添えており、自宅に固定電話がある旨の届はしていないからである(乙25)。むしろ、原告A自身が、自宅に固定電話がないことを明示しており、被告学園から原告Aに対し、その自宅の固定電話に電話をすることは不可能である。被告学園は、登録されている携帯電話に電話をしたものである。したがって、原告Aの「自宅に電話があった」との主張は事実と反する。原告Aが当日、どこに居たかは明らかにされていない。なお、その日の直前は、被告学園に無断で韓国に渡航していたことは、原告Aの自認するところである(乙62の2の12頁、29頁等)。</p> <p>③ 原告Aの携帯電話が留守番電話サービスについて未契約であったかどうかは不知。留守番電話サービスでなくとも、伝言サービスはついていたようであり、被告学園主張の伝言を残すことは可能であったから、その伝言をしている。</p> <p>④ 定刻時に一旦、入試センターに集合した後は、いつでも連絡が取れることを条件に、学部長の中には、原告A主張のように、待機場所近くにある自身の研究室で待機していることはある。原告Aは、無断欠勤により、そもそも定刻時に集合場所に集合していないのであるから、これを言う資格はない。</p>	
<p>原告Aの主張</p>	<p>証 拠</p>	<p>第5 懲戒処分手続の相当性 (懲戒規程3条(懲戒権者及び懲戒の手続)、4条(懲戒の種類)、5条(懲戒の事由)、7条(懲戒委員会)、8条(弁明の機会)、9条(再審査の請求)の諸手続が遵守されており適正・相当であること</p>	<p>証拠</p>
<p>(はじめに) 被告の主張に対する認否、反論では、必ずしも争点が明らかにならないと考え、以下では原告が問題視する手続的違法を列挙する。</p> <p>1 懲戒規程の適用 ・本件懲戒手続が新規程(甲4)によって開始されたこと、しかし旧規程(甲3)によって行われるべきであったことは争いが無い。</p>	<p>甲4、甲3</p>	<p>1 被告学園理事長は、原告Aに懲戒事由があると認められたので、本件懲戒解雇処分をした(懲戒規程3条)。理事長が原告Aについて懲戒事由があると認めた理由は以下のとおりである。</p> <p>(1) 原告Aに関する調査委員会等の調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年11月26日、個人情報保護委員会調査チームにおいて、原告AによるPC(これに含まれていた個人情報)の紛失について調査したところ、キャリーバックに入っていたPCのほかシステム手帳の紛失の事実が判明し、同年12月9日、同調査チームから理事会に対して、原告Aに対するPC等の紛失についての聴取結果のまとめが提出された(乙21)。 ・平成28年1月6日、別の教員の事案により、「教育・研究上の倫理的問題にかかわる調査委員会」(以下「本件調査委員会」という。)を設置したが、同年2月1日、原告Aが、学部長として入試日に無断で欠勤していた事実が発覚した。 ・D委員長は、同月26日、原告Aに対し「個人情報保護に関する学部内でのその後の対応」及び「入試待機の欠勤」について事情を聴取する同委員会への出席を要請した(甲25)。同月29日、原告Aの在外研究員としての出張時に申請内容と異なる地で長期滞在した件について事情を聴取する同委員会への出席を要望するとともに、同委員会の調査目的・内容・組織体について説明した(乙27)。原告Aからは文書での説明を求められ、出席は拒否された。口頭で説明しているため、取立て文書での説明は不要と考えたD委員長は、同年3月2日、原告Aに対し、同委員会への出席を要請したが、再度、文書での説明を求められ出席は拒否された。同月3日、原告Aは、学内メールで、D委員長に、調査には積極的に協力したいとしながら、今度は、同委員会の設置根拠規程、調査背景、調査目的、調査項目、同委員会メンバーが示された公式文書を示すことを求めた(甲26)。同委員会は、上記のとおり、既に口頭で説明しているので、公式文書で回答するまでもないと判断し、D委員長は同月14日、原告Aに対し、同委員会への4回目の出席を要請したが拒否された(乙27)。 ・同月24日、同委員会から学長に対して、原告Aの在外研究員としての出張に関する調査報告書及び4回にわたる出席要望した際のやり取り等の書面が提出された(乙26、乙27)。 <p>(2) 懲戒委員会の設置 理事長は、同年3月24日ころまでに、「A氏の在外研究員出張に関する調査報告書」(乙26)、「調査委員会へ</p>	<p>乙2 乙21 乙24 乙26 乙27 乙28 乙29 乙30 乙31 乙32 乙33 乙34 甲25 甲26</p>

2 懲戒委員会構成の違法—懲戒委員5名中3名の委員の資格の欠如(訴状20頁以下、原告準備書面(6)3頁以下)

- ・新規程によって「専務理事」として懲戒委員となった E 委員は旧規程による委員資格を有しない。被告はこれを旧規程の「理事会推薦者」と読み替えようとするが、理事会が E を推薦した事実、理事長が E を「理事会推薦者」として委嘱した事実はないから、かかる読み替えは失当である。
- ・新規程によって「総務局長」として懲戒委員となった G 委員は旧規程による委員資格を有しない。被告はこれを旧規程の「事務局長」と読み替えようとするが、総務局長と事務局長は異なる地位であり、理事長が G を「事務局長」として委嘱した事実はないから、かかる読み替えは失当である。
- ・新規程によって「理事会推薦者」として懲戒委員となった I 委員は旧規程による委員資格を有しない。被告はこれを旧規程の「学部長経験等」と読み替えようとするが、I は既に非常勤教員であるから、これに当たらず、かつ理事でもあつて旧規程が教学側委員の資格として設けた「学部長経験等」の趣旨に反する点からも、また理事長が I を「学部長経験等」として委嘱した事実もないから、かかる読み替えは失当である。
- ・新規程に基づいて委嘱された懲戒委員会は自ら、委嘱が新規程によるべきではなかったこと、委員会は旧規程に基づかねばならないことを明瞭に認識しながら、これを理事長に報告するとともに改めて委嘱手続きを行うよう具申することをせず、敢えて委員会独自の勝手な上記読み替えをもって適法化を計って委員会審議を強行した。なお委員会には委員の資格を随意に読み替えて委員資格を付与する権限はない。
- ・以上から、懲戒委員会の構成は旧規程7条に反し違法である。当然ながら委員長の互選以下の手続きは違法、無効である。

3 被告の「追認」の主張の失当(原告準備書面(6)5頁以下)

- ・被告が主張する「追認」は、その概念、法的意味が不明で失当である。
- ・常任委員会には違法に構成された懲戒委員会の構成や行為を遡及的に適法と決する権限がない。
- ・理事長が日付を遡らせた委嘱状を一部の委員に交付したことをもって、既になされた違法、無効な行為を遡及的に適法、有効化することはできない。職場代表たる H 委員に対しては日付を遡らせた委嘱状さえ交付されておらず、これだけをもって違法が治癒される余地はない。
- ・なお一般的法理として違法、無効な行為を後の行為をもって有効化する場合がないわけではないが、それは当初の行為によって不利益を受ける者がその違法、無効による不利益を甘受し、違法、無効行為を有効化することに同意している場合であるところ、原告は違法による不利益を甘受する意思を示していない。
- ・よっていかなる点でも「追認」によって懲戒手続きの違法を治癒する余地はない。

の出席を4回要望した際のやり取り(乙27)、「個人情報保護委員会調査チームによるA総合政策学部長パソコン紛失に関わる聴取結果まとめ」(乙21)及びF学長(後の懲戒委員会委員長の口頭説明に基づき、原告Aについて、本件3件の事案について懲戒事由に該当する可能性がある」と判断した。

なお、被告学園には、そのころ、別の教員にかかる懲戒事案が保属していたので、この案件終結後に原告Aについての懲戒手続きを取り上げることにしたため、原告Aについての懲戒手続きは新年度にずれ込むこととなった。別の教員に対する案件は、平成28年5月27日に終結した。

2 理事長は、平成28年6月21日、原告Aにつき、前記判断のもとに、同年6月15日に常任理事会で改正された同年4月1日付け新懲戒規程3条2項及び3項に基づく懲戒委員会を設置することとし、新規程7条2項に基づき、懲戒委員5人を選出し委嘱した(乙28、乙58の1から5の各1)。理事長は、原告Aに対し、同日、「懲戒委員会の設置及び弁明の機会について(通知)」と題する文書を交付し(乙28)、原告Aの複数の行為について、懲戒規程5条に規定する懲戒事由に該当する可能性があるため懲戒委員会を設置したこと、弁明の機会として「調査委員会によるヒアリング」を同年24日13時30分に行うので出席するよう通知した(乙28)。なお、「調査委員会によるヒアリング」との記載は明白な誤記であり、懲戒委員会による弁明の機会付与を伝える通知書であることは当該文書の表題等に照らして明らかである。

・理事長は、翌22日付で懲戒委員会に対し、原告Aについて懲戒処分の是非等につき諮問した(乙30)。

3 第1回懲戒委員会は、同年24日に開催され、F委員長は、原告Aに対し、懲戒委員会として開催されたこと、本件3つの事案についての弁明の機会の付与手続きであることなどを説明した(乙62の1)。第2回懲戒委員会は、同年27日に開催され、懲戒委員会内の審議が行われた(乙60の2)。懲戒委員会は、原告Aに対し、同年6月29日、「弁明の機会について(通知)」を改めて作成し、これを交付することによって、本件3つの事案について、同年7月1日に弁明の機会を設ける旨を通知した(乙29)上、第3回懲戒委員会は、同日、開催され、F委員長は、原告Aに対し、当該懲戒委員会は、冒頭、旧規程に基づいて選出された委員で構成されるものであること、本件3つの事案について改めてもう一度弁明の機会を付与する手続きであることを説明したところ、原告Aはこれに同意した(乙62の2)。

・第3回懲戒委員会において、旧規程によって懲戒委員会が構成されることとしたのは、新規程は同年4月1日の組織変更に伴い同年6月15日付けで改正されていたものの、被告学園で定める周知手続き(ホームページ上公開するとの手続き)がまだ履践されていなかったことから、H委員(組合推薦者)から、懲戒委員は旧規程で選任されたということであれば、乙大学教職員組合も異論はない旨の意見が出されたため、委員間で協議した結果、全員一致で、旧規程で選ばれた委員として第3回懲戒委員会を開催することとした。常任理事会を構成する6名の理事のうち、F、I、Eの3名が委員として同席し同意しており、他の常任理事にも事前に承認を得られたことから、常任理事会においても、旧規程に基づく懲戒委員会とすること、懲戒委員としてI、Eが選任されるとする合理的な根拠があった。旧規程と新規程の主たる違いは7条2項であり、2項の「あらかじめ選任された懲戒委員」に新規程では専務理事(1号)が入り、旧規程の「学部長又は研究科長を経験した者で学長が推薦するもの及び校長又は園長の推薦する者」(3号)が入らないというだけであり、懲戒規程5条の懲戒の事由、8条の弁明の機会は変更がない。

4 同年7月6日、常任理事会が開催され、同理事会において、同年6月21日に設置された上記懲戒委員会は、組織変更に伴う改正前の旧規程を適用して設置され、各委員もその条項に従って変更することとしたこと、旧規程によって選任された委員として弁明手続を行ったことを承認し、I委員は、旧規程の3号委員に、理事会の推薦を要する旧規程の5号委員には、E専務理事が適任であるとの確認がなされ承認することとしたこと、選任条項が変更となった委員には委嘱状を再発行することとするものとした(乙61)。

・これにより、懲戒委員5人は、F委員は旧規程の1号の「学長」、G委員は同2号の「事務局長(ただし、被告学園の組織変更に伴い、事務局長の職位は廃止されたため、人事を所管する事務職の長たる総務局長となる。)」、I委員は同3号の「学部長又は研究科長を経験した者で学長が推薦するもの」、H委員は同4号の「職場を代表する各教職員組合の推薦する者」、E委員は同5号の「理事会の推薦する者」として、それぞれ委員に選任された。

4 告知・聴聞の機会の保障の欠如 (原告準備書面 (6) 9頁以下)

・懲戒委員会による平成26年6月24日に行われた事情聴取については、懲戒委員会自身が不適法と認め、改めてヒアリングを行う必要があると認めた(乙26の2の1頁)。よってこれをもって告知聴聞の機会を保障したとはいえない。

・懲戒委員会による同年7月1日とされたところ、その6月29日付け期日通知書は、前日6月30日午後4時になっても原告に届けられておらず、本件事案に鑑みれば告知聴聞の準備を原告に与えないようにするものであって、告知聴聞の機会を保障したということとはできない。

・また7月1日の聴聞手続きに先だって発せられた通知書記載のヒアリング項目は以下の3点とされたが、余りに漠然としており、具体的な非違行為、規程違反性を理解できないものであって「告知」とはいえず、通常人ならこれに対する弁解を述べることも困難であって、告知聴聞の機会を保障したとはいえない。

①個人情報の入ったパソコン紛失事案

②在外研究時の無断長期ハワイ滞在事案

③2016年2月前期入試における学部長としての待機義務失念・欠勤事案

・7月1日のヒアリングでは、「特にこちらからの質問がございません」(E委員)として、原告に対して、具体的な非違行為や、規程違反違反性を告知しなかった。また非違行為が故意によるものか過失によるものか、行為の違法性に関する弁解を聴取しようとしなかった。このようなヒアリングをもって告知聴聞の機会が保障されたということとはできない。

・以上の状況もあって原告は同日のヒアリングにおいても、依然としてその場が告知聴聞の機会とは受け止めることができず、なんらかの調査委員会に過ぎないと認識していた。

・以上から、懲戒委員会は敢えて原告の弁明を不可能な状況に置いて聴聞手続きを進めようとした本音が明らかである。

5 理事長の処分の手続き的違法 (原告準備書面 (6) 11頁以下)

・懲戒委員会は原告の非違行為を認定したうえ、懲戒規程第5条第1号、第3号、第5号に該当する旨を答申したところ、理事長はこれに加え、同条17号の「刑罰法規に触れる行為=詐欺罪該当行為をし、その犯罪事実が明らかなきに該当すると認定して本件懲戒解雇処分を発したが、懲戒委員会の判断に加えて17号該当性を付加した判断の基礎事案が欠けており、このことは手続的違法を構成する。

上記に反する被告の主張は否認もしくは争う。

・理事長は、常任理事会の審議を受けて、7月6日、旧規程に基づく懲戒委員を選出し同年6月22日付で上記5人に懲戒委員として委嘱した(乙58の1から3の各2、乙58の5の2)。

なお、H委員については、選任条項が同じであったので、委嘱状の再発行はしていない。

5 懲戒委員会設置・審議の手続相当性について

被告学園の常任理事会は、同年7月6日、同月1日の懲戒委員会において、全委員一致のもとで、旧規程に基づいて選任された委員として懲戒委員会を構成し、かつ、これに基づいて懲戒委員会を開催し弁明手続を行い、審議することとしたこと及び新規程で選任されていた委員を旧規程に基づき選任し委嘱することを承認した(乙61)。

6 懲戒委員会での告知、弁明手続の相当性について

同年6月21日、「懲戒委員会の設置及び弁明の機会について(通知)」を原告Aに交付し、同書面において、「貴殿の複数の行為について懲戒規程5条に規定する懲戒事由に該当する可能性があるため」弁明の機会を与える旨通知し(乙28)、同月24日の第1回懲戒委員会において、F懲戒委員長は、原告Aに対して、本件3つの事案(①在外研究、②PC紛失、③入試日欠勤)に関する懲戒委員会であること、本件3つの事案についての弁明の機会の付与であることを説明し、原告Aもこれらの事案に対する弁明の機会であることを理解した上で弁明している(乙62の1)。同月27日の第2回懲戒委員会において、原告Aに交付した前記乙28の本文中に「調査委員会によるヒアリングを下記のとおり実施します」との記載があったため、念のため、原告Aに対して誤記があったことを伝えた上で、改めて7月1日にも弁明の機会を設けることとした。G総務局長は、同年6月28日午後5時40分に、原告Aのもとに同年7月1日午前9時30分に懲戒委員会を開催する内容の通知書を持参し、弁明手続の日時を確実に伝えている(乙62の2)。原告Aから同通知書に本件3つの事案も書き入れてくれと依頼されたので、本件3つの事案を書き入れた「弁明の機会について(通知)」(乙29)を改めて作成して原告Aに交付することとし、6月30日この書面を原告Aに交付した(乙62の2)。

・乙29の「弁明の機会について(通知)」には、懲戒事由に該当する可能性がある事案として、(1)個人情報の入ったパソコン紛失事案、(2)在外研究時の無断長期ハワイ滞在事案、(3)2016年2月前期入試における学部長として待機義務失念・欠勤事案と明記した。

・F懲戒委員長は、第3回懲戒委員会において、原告Aに対し、既に第1回懲戒委員会において実質的には弁明手続を行っているが、第3回懲戒委員会では、旧規程に基づいて委員が選任されたものとして改めて弁明手続を行うとの趣旨で、本件3つの事案について改めてもう一度弁明の機会を付与する手続であることを説明したところ、原告Aはこれに同意し、弁明している(乙62の2)。したがって、事案の内容は、弁明できる程度に特定され、かつ、原告A自身この点を十分に認識理解していたので、弁明手続における告知に関して何ら瑕疵はない。

・また、「在外研究時の無断長期ハワイ滞在事案」には、実際は最初からハワイに行く意図であるのに、これを秘して被告学園に事実と反する届けをして韓国・延世大学に366日間滞在するかのようになっていることを知悉している原告Aが被告学園に対し、内外研究費及び給与等を支給させてこれを詐取することになることも含まれているから、この点においても原告Aに対する弁明の対象事実の告知としては十分である。原告Aは、第3回懲戒委員会の弁明において、「アメリカに行く初め申請しておいて、実際は韓国に行くこと、お金を横領したことになってくる」などと述べており、申請と実際の渡航先が異なってくると金品の不法領得の問題になることも十分に認識していた(乙62の2)。

・懲戒委員会における弁明手続は、結局、委員には変動がなく、弁明聴取という事実行為について行ったものであるから、遡って旧規程によって選任された委員として弁明聴取を行ったとしても、何ら瑕疵はない。

7 本件懲戒処分は、旧規程によって構成された懲戒委員会の審議を経ている(旧規程3条2項)。

前記のとおり、常任理事会で7月6日承認された懲戒委員会は、審議の結果、翌7日、理事長に対し、「大学教員の懲戒について(答申)」を提出し、原告Aを懲戒規程5条1号、3号、4号及び5号により「諭旨解雇」又は「懲戒解雇」とする旨の答申をした(乙30)。すなわち、懲戒委員会は、旧規程によって選任された委員によって構成された上、懲戒についての答申をしている。

8 理事長は、同月11日、懲戒委員会からの「大学教員職に関する懲戒委員会議事メモ」(乙59の1から3)及

	<p>び「大学教員職に関する懲戒委員会議事録」(乙60の1から3)による報告並びにF 懲戒委員長からの口頭報告を受けて、原告Aに対し、本件3つの事案が認められ、かつ、内外研究費及び給与等の金品の詐取に当たることが明らかであると評価判断することができたことから、懲戒事由が存在することを前提に、いかなる懲戒処分を選択するかは理事長の裁量であることに鑑み、また、懲戒委員会において、懲戒解雇を選択するとの意見が圧倒的多数であったこと並びに原告Aの調査委員会への出席拒否、弁明態度・内容等を総合的に判断し、さらに被告学園の顧問弁護士の法的見解も参考にして(被告学園準備書面12の15頁)、懲戒規程5条1号、3号、4号、5号及び17号に規定される懲戒事由に該当するとして、原告Aを同日付で、本件懲戒解雇に処すると決定し、その旨の懲戒処分通知書を原告Aに手交した(乙81)。</p> <p>9. 原告Aの再審査の請求等</p> <p>被告学園は、同月13日、原告Aから解雇理由証明書の交付を求められたので、これを作成して交付した(乙32)。理事長は、原告Aから同月18日、懲戒処分再審査請求書が提出されたので、同月27日、原告Aに対し、「懲戒処分の再審査請求について(回答)」によって、再審査をしない旨の回答をした(乙34)。</p> <p>【原告Aの主張に対する反論】</p> <p>① 懲戒委員会の委員の資格について</p> <p>懲戒委員5名中、学長と組合推薦者については、原告Aも問題にしていけないので、他の3名について述べる。</p> <p>1 委員は、総合政策学部の学部長経験者であることは事実であるから、「学部長経験等」に含まれることは明らかであり、事務局長の職位は、組織再編によりなくなったのであるから、これに代わるものとして人事問題を所管する総務局長の職位にあるG委員が就任するのは学内実務としては当然のことであり、E専務理事は、専務理事のままではなく、旧規程中の5号委員として就任しているものであって、しかも、常任理事会を構成する6名の理事のうち、F、I、Eの3名が委員として同席し同意しており、他の常任理事にも事前に承認を得られたことから、常任理事会において、委員として承認されることが確実視されたものであり、現実にも常任理事会で旧規程に基づいて委員に選任されたものとして承認されている。よって、懲戒委員会の委員につき、旧規程に基づく資格がないとすることはできない。6月15日に改正されたばかりの新規程について、上記周知手続きが履践されていなかったことにつき同月21日の時点で気がつかなかったとしても改正後短期間であったことからやむを得ない事情があった。</p> <p>② 常任理事会の追認</p> <p>前記のとおり、7月6日、常任理事会が開催され、同理事会において、同年6月21日に設置された上記懲戒委員会は、組織変更に伴う改正前の旧規程を適用して設置され、各委員もその条項に従って変更することとしたこと、旧規程によって選任された委員として弁明手続を行ったことを承認し、I委員は、旧規程の3号委員に、理事会の推薦を要する旧規程の5号委員には、E専務理事が適任であるとの確認がなされ承認することとしたこと、選任条項が変更となった委員には委嘱状を再発行することとするものとしたのであるから、違法無効な法律行為を追認したような場合ではなく、弁明手続きという事実行為についてのものであるから、違法の排りを受けるようなものではない。</p> <p>③ 告知弁明手続きの保障について</p> <p>前記のとおりであり、被告学園は、原告Aに対して、本件3つの事案について告知し、弁明の機会を設けている。</p> <p>④ 理事長が17号を附加したことについて</p> <p>理事長は、原告Aが被告学園から金品を詐取したとする同条5号の該当事由が認められたことから、このことを前提事実として、刑法に触れる詐欺罪に当たると評価して、「その犯罪事実が明らかなき」に該当するとしたものであるから、最終懲戒権者は理事長である以上、この判断を附加したとしても、その基礎事実が欠けていたわけではないから、違法な手続きであるとはいえない。</p>
--	--

<p>原告Aの主張 (本件懲戒処分に至る背景)</p> <p>被告学園による原告Aに対する本件懲戒処分は、社会通念上相当であるとは認められない。本件懲戒処分に至った背景からすれば、原告Aに対する懲戒処分に不当な目的があった疑いは拭えない。</p>	<p>第6 本件懲戒処分が社会通念上相当であること</p> <p>被告学園は、原告Aの懲戒の事由に該当する行為の性質及び態様その他の事情に即して検討した結果、本件懲戒解雇処分は相当であると判断したものである。すなわち、原告Aの本件3つの事案にかかる非違行為の内容、態様、被告学園の秩序維持に対する影響の程度が著しく、かつ、調査委員会への誠実な対応が見られず、懲戒委</p>	<p>乙9の1、 2 乙7</p>
---	--	---------------------------

すなわち、原告Aが学部長に就任した平成27(2015)年度、継続的に学部改組に関する会議(以下、「学部改組会議」)が行われていたところ、10月14日、理事が原告Aに対し、原告A、M研究科長、R副学部長、S准教授が解体されない限り総合政策学部は解体する旨の発言があったため、第4回会議(10月28日)において、原告Aが、当該会議が総合政策学部の解体を前提とする手続にすぎないのではないか等と指摘した。第3回、第4回会議では総合政策学部の前身である商学部の教員らを「不燃物」とし、「不燃物」を追い出して総合政策学部改組に進めるよう提案があり、第5回会議(11月17日)には、E事務局長から、被告学園の10年間にわたる長期計画を企画・実施する正式な機関たる「NEXT10推進委員会」とは別の内密な会議により大学全体の学部再編に関する会議を行いたい旨の提案がなされるに至ったため、原告Aはかかる会議への出席には応じなかった。

これに対し、11月17日にパソコン紛失調査チームが設置され(前例無し)、また、平成28年2月26日に入試日の欠勤に関する調査委員会が設置された(前例無し)との連絡を受け、さらには、無名調査委員会が立ち上げられ、学部長選出の際にも叢書出版の際にも問題視されていなかった、在外研究期間中におけるハワイ大学での滞在が取り上げられた。同年4月13日、22日には、M研究科長を通じて、かかる一連の問題に関して学部長辞任という形で責任を取ってほしいとの話がなされ、さらに同日、F学長からは、懲戒委員会を開かない代わりに原告が何らかの形で責任を取る方法もあると持ちかけられる等の事態を受け、原告Aが6月16日、同月22日に臨時教授会を開催することを学部教員に通知したところ、臨時教授会前日の21日に懲戒委員会設置等の通知がなされた。(訴状7頁~19頁)

(内外研究員制度違反)

・原告のハワイ大学への留学が、「日韓における市民社会の現状と課題の比較」(乙8の2)を研究課題とした研究目的であった。原告Aが研究目的であったことは、査証(ビザ)が「J-1査証」である(乙60の3)ことから明らかである。原告は、上記研究課題を達成するためにはハワイ大学での研究が必要であることを、延世大学とハワイ大学の双方から認められ、推薦と招待の下で行われた一連の研究活動である。

現に、研究の成果(甲52~96)として、乙大学総合政策研究叢書第8号「P」を発表し、また、在外研究の成果は大学、大学院での授業や学生指導に活かされ、原告Aの授業と指導は学生の人気が高いものになっている(甲16、17)(準備書面(2)15~16頁)

・被告学園の内外研究に関する規程、細則に、承認された国、承認された機関において研究に専従するのだけでなく、給与を払わないという規定はない。(準備書面(2)15頁)

・平成26年4月、理事の一人が原告のハワイ滞りを規程違反だとして問題にしていると聞かされた原告は、L学部長その他関係者と相談のうえ、同年同月23日付けで理事長宛にお詫びの手紙を送った(甲45)。なお原告は規程の詳細を理解していなかったが理事長に迷惑をかけていると考えた。その1週間後の4月30日、「この件についてはL先生を通じてご報告いただいております」「問題が大きくならなかったことは不幸中の幸い…同じミスをくりかえすことのないよう、…」「残りの在外研究期間、実りある研究生活となりますことを、心よりお祈り申し上げます」「再会を楽しみにしております」という理事長からのEメールを受け取った(甲46)。なお、L学部長は原告の韓国出発前、原告がハワイ大学で研究を行うであろうことを知っていたが問題視していなかった。

・理事長らが延世大学を訪問した際の同年6月21日、原告と理事長が2人だけになったとき、原告が重ねて理事長に謝罪したところ、理事長は「ハワイの件は気にしないでください」と答えた。原告は理事長のEメールや言葉から、引きつづき在外研究を続けることが認められ、一部理事による問題提起も解消されたのだと理解した。

・被告学園はハワイ滞在は詐欺に当たる重大事件だと主張するが、当時、原告を直ちに日本へ呼び戻すことをしておらず、事情聴取もしていない。帰国後も第1回懲戒委員会開催まで約1年9ヶ月、事情聴取、告訴その他がなかった。

・以上が示すとおり、ハワイ滞在問題は、沙汰なしとされて一件落着となっていた。

・(変更手続をとる十分な余裕があったという主張に対して)原告Aが、在外研究期間の一部を米国での研究に充てたいとして、平成25年1月から2月にかけて、乙大学国際センター事務職員と在外先変更手続の可否、方法を相談したところ、事務職員は、研究計画を変更すると、在外研究費を計算し直さなければならなくなり、手続きが煩わ

員会においても真摯な謝罪や反省が見られず、改善が期待できなかったこと、また、原告Aは、教授という地位にあり、総合政策学部長でもあったのであるから、大学教員としての品格、品位、高潔さ、学生に対して模範となるべきであるという高い職責に伴う重い責任(ノープレスオブリージュ)を負う(準備書面2、同5)ところ、これが著しく欠けているというべきであり、しかも、平成26年(第1の事案)、平成27年(第2の事案)、平成28年(第3の事案)と3年間立て続けに懲戒の事由に該当する非違行為をおかしていること、そして、被告学園においてはこのような例はこれまで前例もなく、これを看過することは被告学園の職場秩序を著しく害することになるという事情にも鑑み、原告Aには過去に懲戒処分はなかったという事情を考慮してもなお大学という教育機関においては、原告Aに対して本件懲戒解雇処分を選択することをやむを得ないと判断したものである。

(内外研究員制度違反)

・原告Aは、内外研究員規程に違反していることを認めているのである(甲45)。研究活動のあらゆる局面において、不正な行為を行わないとの研究者の姿勢に照らしても(乙大学研究倫理規程4条5項、研究計画に著しい変更を加えるものとして教授会の議を経て学長に届け出てその許可を受けなければならないのに、これを行っておらず、行おうとしなかった。しかも、原告Aは、平成25年1月頃、国際センターの担当職員Kから、「在外研究に関する各種書類提出のお願い」と題する書面を手交され、内外研究員規程に関する諸手続の説明を受けており、これを認識し理解しているから、かかる手続違反は故意による悪質な違反である。また、同年1~2月頃、原告Aは、国際センターの職員に対し、2か月間又は6か月間、アメリカ(ハワイ)で研究することができるかどうかについて相談した際、同職員からは、「これは恐らくダメだと思いますね。」と明確に否定されており、それでも敢えて研究計画の変更手続を経ることなく、6か月間もの長期間ハワイに滞在したことは極めて重大で悪質である。被告学園としても、研究期間中に他国で学会があり、どうしても出席する必要がある場合に一時的に研究機関を離れることがあることまで否定するものではない。しかし、原告Aの主張のように、研究機関は「受入先という程度の意味であり、常にその場所、機関内でだけで研究することを意味しない。」とこの制度の趣旨を真っ向から否定して踏みこじり、研究計画の著しい変更にも当たらないと開き直された例はない。原告Aは、同年9月13日、現地到着後に国際センターに対して提出すべき緊急連絡表をメールにて添付して提出したが、同メールでは、「今年8月31日から、韓国で在外研究を行っている」と記載し、既にハワイに滞在していたにもかかわらず、あたかも韓国で在外研究をしている旨偽っており、また、その際に提出された緊急連絡表には、「海外での住所」の欄にハワイではなく、韓国ソウルの住所のみを書いており、「研究先大学名および住所等」の欄にはハワイ大学ではなく、韓国の延世大学のみを記載している。もし、原告Aが主張するように、真に、ハワイ大学において研究する必要があったのであれば、ハワイにおける滞在先等について記載するはずであるが、記載されていないため、被告学園には、ハワイに滞在していることは全く知らされず、緊急連絡表の意味をなしていない。原告Aが平成27年3月31日に出版した「P」(叢書「甲51」)には、その「はしがき」にもまた同書中にもハワイ大学における研究の必要性、その経過、内容、成果等の記載は一切ない。

・原告Aは、研究期間中である平成26年3月3日から同年6月8日まで、28回にわたり、延世大学において、研究計画書に記載された研究以外の職務である授業を担当し、研究に専従しなかった。なお、研究以外の授業を担当することが「やむを得ない事由のあるとき」に当たるかどうか及びこれを許可するかどうかは被告学園の学長の判断である。その上、原告Aは、所定の研究経過報告書も提出せず、内外研究員制度上、在外研究員は、その研究等の成果をもって、乙大学における研究及び教育の向上に寄与するよう努めなければならないところ、この義務も果たしていないこととなる。

・被告学園は、調査委員会を設置し、原告Aに対して事実調査への協力を求めたが、原告Aは、出席を拒否し、4回とも調査委員会に出頭せず、誠実に対応しなかった。そのために、調査委員会は、原告Aにかかる内外研究員規程違反等の懲戒事由についての内容、理由、経緯等につき、原告A自身から詳細に調査することはできなかつた。また、被告学園は、懲戒委員会を設置し、原告Aにかかる内外研究員規程違反等の懲戒事由についての内容、理由、経緯等につき、原告A自身に陳述の機会(弁明の機会)を与えたが、原告Aは、調査委員会の設置根拠や調査委員会委員長とのやりとりを問題にすることを主とする態度であり、弁明手続の全体を通じて、真摯な謝罪

乙10の
1、2
乙60の
乙26
乙27
乙59の
1、3
乙60の
1、3
乙62の
1から4
甲51
乙27
乙61
乙62の
1(11
頁)
甲45

乙8の2
乙60の
3
甲52~
96
甲16、1
7

乙10の
1

乙20、乙

しくなるので、いまは変更手続を行わないで、在外研究期間中自立的に活動する形にしてほしいと示唆した(準備書面(2)16頁)。

・(緊急連絡票表を郵送ではなくメールで送信した点について)被告学園が、「韓国で在外研究を行っている」と虚偽事実を記載していると主張するメール(乙10の1)は、文章の一部のみを抜粋して主張しているにすぎず、原告Aが送ったメールを正確にそのまま引用すれば、「お世話になっております。今年8月31日から、韓国で在外研究を行っている、総合政策学部のAです」という冒頭の挨拶であり、原告Aが現在「韓国」にいて「在外研究を行っている」とは記載していない。また、緊急連絡表をメールで提出したのは、到着後1週間以内に提出することとされており、メールの方が郵送より早く着き簡便であるためであり、「ハワイにいることを秘すため」などということはない。実際、緊急連絡表をメールで送信した際の被告学園担当者は、メールで送信したことを全く問題にすることなく、パスポートコピーを電子ファイル(メール)で提出いただいても結構ですと述べている(乙10の1)。(準備書面(2)16~17頁)

・(調査委員会の聞き取り調査に応じなかったという主張に対して)原告Aが調査委員会の聞き取り調査に応じなかったのは、原告Aが学内メールでD副学長宛に、調査には積極的に協力したいが、新委員会の設置根拠規程、調査背景、調査目的、調査項目、調査委員会メンバーが示された公的文書を示してもらえよう依頼したが(甲26)、無応答だったからである(準備書面(5)14頁)。

・(ハワイ大学における研究の必要性について懲戒委員会で明らかにしなかったとの主張に対して)原告Aは、懲戒委員会で、研究のためハワイ大学に滞在していたと述べている(乙60の1・2頁、乙62の1・10頁)(準備書面(5)17頁)

・(研究経過報告書が未提出との主張に対して)被告学園の主張する研究経過報告書(乙6の7)について、原告Aは被告学園事務局から提出を催告されることがなく、提出した認識である(準備書面(5)15頁)

・(研究期間短縮の事例との比較について)「内外研究員が所定の研究期間前に帰学したとき」については、「(内外研究費の変更)」として、「内外研究費の一部を返還せしめることができる。」とされているのであるから(乙大学内外研究員規程施行細則(乙6の1)第7条第1項、「研究機関の1か月の短縮でも」変更手続きをとるのは当然である。「在外研究に関する各種書類提出のお願い」(乙6の7)にも、「なお、…受入れ先研究機関等の理由により、やむを得ず出発日・帰国日を変更する場合は、所属教授会の承認と、所属長からの理由書を国際交流委員会委員長宛に提出して頂くことになっております。」と記載されている(準備書面(5)15頁)

(金品詐取)

・被告学園は、乙62の1・11頁の記載を、「バレなければ・・・やってもよいのではないか」などと切り取り、その意欲や規範意識の欠如を披瀝していると主張するが事実をねじ曲げている。被告学園の指摘する原告Aの発言が、日当が多くなる米国を渡航先と申請して実際はそれよりも安い韓国に行くというのとは異なり、本来渡航先を米国に変更することで得られたはずの金額と実際の受領額との差額分を自らが負担して、いわば自腹でいくのなら横領にもならないからいいだろうと受け止めたとの脈絡であることは、その内容から明らかである。

(個人情報の紛失)

・被告学園が懲戒処分の根拠とする規程はいずれも個人情報管理者を対象とした規程であって同管理者ではない原告Aには適用されない(準備書面(5)18頁)

・原告が紛失した「個人情報」は、パソコン内に保存されたゼミの履修者名簿1期生から10期生まで121名分の氏名及び学籍番号、2015年度春学期「C」の履修者名簿の氏名及び学籍番号に留まり、紛失した情報の中に、各学生の成績評価等は含まれておらず、その他、各学生の顔写真、住所、電話番号、保証人情報(氏名、住所、電話番号)等、被告学園が保有する個人情報のうち特に保護の必要性が高いと考えられる個人情報の紛失はない(準備書面(2)18頁)

・原告Aが個人のパソコンに上記履修者名簿を保存、記録していた経緯は、韓国籍である原告Aにおいて、学生の日本表記氏名を覚えるためであり、保存されていた氏名及び学籍番号の範囲も、原告A自身が担当する講義の範囲に限

甲26

乙60の1・2頁

乙62の1・10頁

乙6の7
乙6の1

乙62の1・11頁

乙21・2頁

乙20

や反省及び改善の余地があることを認めることはできなかった。

(金品詐取)

金品詐取については第1回懲戒委員会においては、原告Aは、「これはもう、私が全く間違っていることであります。つまり、バレなければ、アメリカに行ったら、別にA先生がお金をね、横領するとか、そういうことではないので、やってもいいのではないかと。いう風に私は、そういう風に受け止めてはダメなんです。受け止めてしまいました。」と弁明し、「バレなければ・・・やってもよいのではないかと」と、その意欲や規範意識の欠如を披瀝している。平成25年1~2月頃、国際センターの職員に対し、2か月間又は6か月間、アメリカ(ハワイ)で研究することができるかどうかについて相談した際、同職員からは、「ダメだ」と明確に否定されており、それでも取って研究計画の変更手続を経ることなく、6か月間もの長期間ハワイに滞在したことは極めて重大で悪質な違反行為であるが、このような事態を招来したことに対し、原告Aにおいて回避しようとするれば、容易に回避できたものである。すなわち、原告Aは、自発的ではなかったものの、後日になって、他の教員の注意、示唆を受けてではあるが、理事長宛にハワイ大学に6か月間滞在していることを詫言っている(甲45)のであるから、出発前にこの研究計画に反する事実を開陳していれば、被告学園においても適切な善処策を講じられた可能性があるのに、原告Aからこのような申し出もなく、あくまでも韓国に滞在し、延世大学で研究をしている旨を装ったために、被告学園としても覚知することができなかった。しかも、詐取された金額は、合計で1257万8898円に達する。

(個人情報紛失)

原告Aは、学外への持ち出しが禁止されているのにこれを無視し、PCを紛失することによって学生にかかる個人情報を紛失したにもかかわらず、PCは原告Aの私物であって、私物のPCを紛失することは「規則又は規程を無視」するものではないと強弁している上、学部長(置かなければならない個人情報管理者を置いていないので自らがこの個人情報管理者の地位にある)としての事後対応を全く行わず、教授会において、何故、自分だけがこのように重い取扱を受けなければならないのか、個人情報保護にかかわる規則や遵守事項が十分に周知されていないなどと発言するなど真摯に反省している態度ではなかった(答弁書8頁)。また、個人情報を持ち運ぶときは、暗号化すべきであった(学部運用内規10条2号)が、暗号化をしていなかった。個人情報を外部に持ち出すことは禁止されている(学部運用内規11条)のにゼミ合宿のために持ち出した。しかも、原告Aは、学部長として、個人情報管理について指導すべき立場にあるにもかかわらずその自覚がなかった(乙21)。原告Aは、PC及びシステム手帳を紛失したが、システム手帳には、被告学園のシステム及びメールに入るためのID及びパスワードが記載されていたのであるから、これらの重要な情報も紛失したこととなる。原告Aは、個人情報保護運用内規(乙19の3)に違反することも認識していた。

・原告Aは、この紛失につき、速やかに、自ら自発的に報告したのではなく、合宿から帰った後になって、パスワードを変更するために情報センターに連絡して初めて、同センターが事の重大性に気がつき、原告Aに対して、個人情報保護委員長宛に事実関係について報告するよう示唆したことから、これに関する報告書作成して提出した(乙20)。また、学部長たる原告Aから教授会への報告はしていない。

・原告Aは、学部長として、個人情報管理者を置かなければならない立場にあるにもかかわらず、これをせず、また、自ら学生の個人情報を紛失するという事件を起こしたこと、今後、学部長として学部内においてどのように対処し、再発防止に努めるか考える必要があるところ、その後の学部内でいかなる措置を講じたかについての報告もないままになっている。

・原告Aは、調査委員会には、独自の見解を主張し、出席を拒否し、誠実に対応しなかった。「個人情報保護の案件については、すでに調査委員会でヒアリングが終了している、その案件に関するレスポンスがないことに疑問がある、調査委員会はどういう規程に基づいて組織されたのか不明である、調査を行う理由と権限について学長と調査委員会からお聞きしたい、調査委員会のヒアリングはパワー・ハラスメントと捉えられかねない」などと独自の見解に固執して調査に応じなかった。

(学部長としての入試日の無断欠勤)

原告Aは、平成28年2月1日の入試日に無断で欠勤したが、「おそらく午前11時ころ同課長が『もう、ほぼ

られていた(準備書面(2)19頁)。

・原告Aが履修者名簿の保存されたパソコンを学外に持ち出そうとした経緯についても、「ゼミ合宿での学生の意見交換の内容を記録するため(乙21・2頁)であり、教育上、学外で使用する必要性があった(同頁)。

・原告Aは、当該パソコンにIDとパスワードを設定し、原告A以外の者がパソコン内のデータ等を容易に閲覧できないよう措置を講じていた(同頁)

・原告Aは、パソコンを紛失したことが判明した直後の平成27年10月24日のうちに、ヤフーメールのパスワード変更を行い、また、ヤフーの使用履歴を辿り、原告A以外の者からログインされた形跡がないことを確認した(同頁)。

・同月27日、原告Aは、被告学園の情報センターを直接訪問し、パソコンを紛失した事実を報告するとともに、パスワード変更の申し入れを行っている。そのうえで、情報センター職員より、個人情報保護委員長宛に報告書を提出する必要があるとの指摘を受けたため、個人情報保護委員会宛に、調査チームによる聴取に先立ち、履修者名簿に関するデータを紛失した顛末を報告しており(乙20)、紛失後に要求される手続を履行した(同頁)。

・紛失した個人情報(氏名、学籍番号)が不正に利用されて被害を与えた事実は存在せず、現に判明している事実を超え、将来発生するおそれがあるとの事実まで処分の対象を拡大することは許されない(準備書面(5)18頁)。

(学部長としての入試日の無断欠勤)

・原告Aが出勤しなかった経緯は、担当職員の言に従ったものであり、職務を殊更に無視したものではない(準備書面(2)20頁)

原告Aは、当日午前11時頃、担当職員から自宅に電話があり、当日は入試日で出勤日だと連絡があり、今日はトラブルが起きなかったし、時間が過ぎているので出勤しないこととし、翌日出勤して学長に謝罪してほしいと言われたため、出勤しないこととした(準備書面(2)12頁)

原告Aは、平成26年9月4日の契約から平成29年3月1日まで留守番電話サービスについて未契約であった(準備書面(5)14頁、甲97)

・入試当日、原告Aの欠勤により、入試業務に具体的な支障を来した事実は存しない(同頁)。

(その他の事情)

・原告Aにはこれまで、懲戒履歴はない(準備書面(2)20頁)。

甲97

終わっていますので、今日は欠勤してもよろしいです。ただ、学長に明日、大学に来たとき、謝った方がいいと思います。」という風に言われた」から出勤しなかったなどと弁明した(乙62の1の3頁)。しかし、入試センター課長Qは、試験が開始されたばかりの午前11時ごろにおいて、「もう、ほぼ終わっていますので、」などと言えはすもなく、また、「今日は欠勤してもよろしいです。」などという発言は、同課長には入試日における学部長出勤を免除する権限が与えられていないため、することはできない。したがって、原告Aの弁明は事実と反し、かつ、あり得ないことである。しかも、責任を課長に転嫁する卑怯な態度に出ている。入試日に学部長が「うっかりミス」したなどの理由で欠勤した例はこれまでなかったものであり、原告Aの重大な職務懈怠行為であって、入試業務に重大な支障を与えた。

・原告Aは、入試欠勤の案件については、すでに学長に謝罪と説明をしていると主張するが、学部長として出勤しなければならないのに、無断で欠勤したのであるから「お詫び」のような挨拶程度のことをするのは当然のことである。しかし、その際の「お詫び」には、謝罪や欠勤の説明を伴うものではなかった。調査委員会には出席を拒否して応じていないのであるから、真の理由について明らかにされないままとなっている(乙62の1の3頁)。原告Aには真摯な謝罪や反省を認めることはできない。

(その他の事情・使用者としての対応)

・被告学園は、学内規定である懲戒規程に則り適正に懲戒手続を履践している。被告学園が懲戒当時に認識していた非違行為で、懲戒委員会の際に明示的に告知されなかった事実の追加主張については、告知された非違行為と実質的に同一性を有し、あるいは、同種若しくは同種に属すると認められるもの、又は密接な関連性を有するものであると認められる場合には、当該懲戒の事由に含まれると解されるというべきである(準備書面5の5頁)から、本件懲戒処分は、懲戒の事由及び手続において適正に行われている。

【原告Aの主張に対する反論】

① 原告Aに対する懲戒処分に不当な目的があった疑いは拭えない、と主張するが、不当な目的があったことは否認する。原告Aも「疑いは拭えない」と主張するのみで、具体的な根拠に基づくものではない。そもそも、原告A主張の学部改組に関する会議は存在しないし、被告学園の方針に反したから懲戒処分に至ったかのような主張は全く穿った見方である。懲戒処分に至る経過は、既述のとおりである。

PC紛失による学生にかかる個人情報の紛失事案は、それまで前例がなかったために調査チームが立ち上げられ、調査することになっただけであり、原告Aであるが故に特に立ち上げられたというのではない。また、原告Aに対し平成28年2月26日から始まった「教育・研究上の倫理的問題にかかわる調査委員会」(本件調査委員会)は、同年1月6日に設置されたものであるから、それまで前例がなかったというだけであり、原告Aであるが故に特に立ち上げられたというのではない。既述のように、同調査委員会において、別の教員も同時に調査の対象とされている。原告Aの「前例無し」の主張をもって、本件懲戒処分につき不当な目的があった疑いは拭えない、とする背景事情とするのであれば、失当であることが明らかである。

本件事案に鑑みれば、4月22日頃のM研究科長の発言及び学長の発言をもって、被告学園に不当な目的があったとする根拠になり得ないことも明らかである。

② 「ハワイ大学への留学」が本件研究課題のための研究目的であったことは否認する。その理由は既述のとおりである。査証(ビザ)が「J-1査証」であるからといって、本件研究課題のための研究目的であったことにはならない。

原告Aから理事長宛に内外研究員規程に反する行為があったことを認める旨の「お詫びの手紙」が届けられたこと、これに対し、1週間後に理事長が返礼のメールを送ったこと、平成26年6月21日、韓国において、出張した理事長と原告Aが会ったことは認めるが、ふたりだけになったことはない。この時に、理事長から内外研究員規程違反行為を不問に付すなどの言葉があったとは原告A自身述べておらず、理事長もそのような発言はしていない。理事長が「ハワイの件は気にしないでください。」と発言したこともない。原告Aの言い分は、単に「理事長から私は、非公式な形ではありますが、許して貰っていた」と勝手に思ったというにすぎない(乙62の1の16頁)。懲戒事由があると思料されるときは、被告学園の懲戒規程に基づく手続を履践する必要があるから、かかるメールによって、原告Aのハワイ滞在問題が沙汰なしとされて一件落ち着いたということはあり得ず、この

	<p>主張は失当である。</p> <p>原告Aは「理事長のEメールや言葉から」「一部理事による問題提起も解消されたのだと理解した。」と主張するが、原告Aの心情は不知、その余は否認する。</p> <p>原告Aのハワイ滞在問題は、本件調査委員会の調査手続き等を経て明確になるものであるから、その途中において、原告Aに帰国を命ずることをしなかったからといって、これを容認していたことにはならない。</p> <p>③ 原告Aが紛失した情報の中に、各学生の成績評価等は含まれていないとか、その他、各学生の顔写真、住所、電話番号等の個人情報の紛失はないとの主張は否認する。原告Aは、その根拠を明らかにしていない。被告学園は、調査チームの調査において、原告Aが述べたことを前提にしたものにすぎず、原告Aの主張が客観的に事実であると受け入れるものではない。④ 委員長の主宰した調査委員会に出頭しなかったため、さらなる調査を行うことができなかったものである。</p>
--	--

以上